
台湾における視覚障害者の現状と課題 －台湾盲人重建院を中心にして－

台湾盲人重建院

賴 麗凌*

はじめに

研修のために台湾から日本に来てほぼ一年間、どこの国でも、どんな社会でも、様々な問題が存在すると実感した。その中に障害者の問題も存在するのだが、どんな社会でも、障害者に対する先入観、偏見、差別がまだまだみられる。台湾も日本も同じだと感じた。

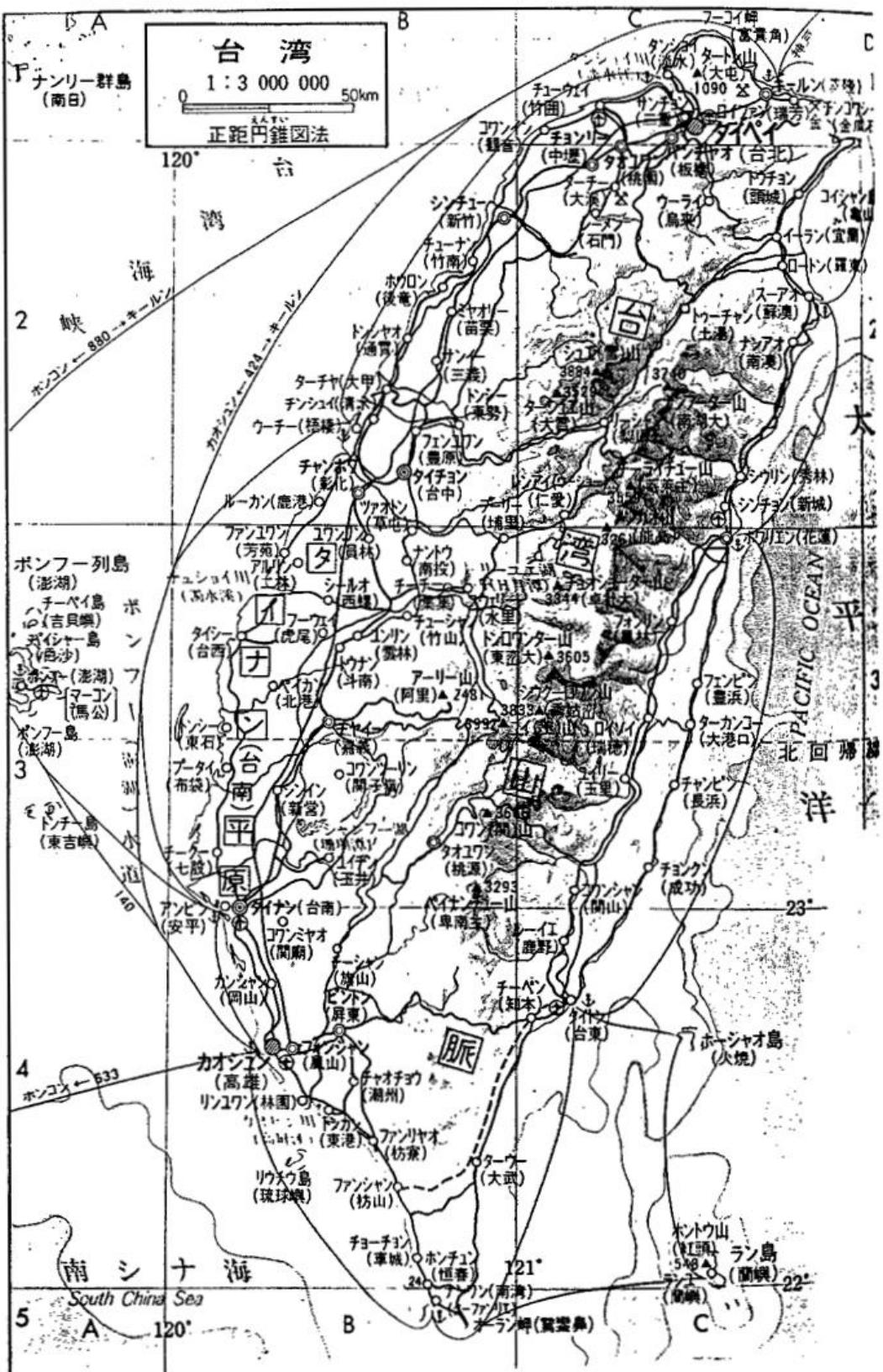
そこで、自分の国、台湾についてまず紹介し、台湾盲人重建院（以下、重建院という）の現状を説明しながら課題を取り上げて考えてみたい。

I. 台湾の概要

1. 位置・歴史・民族

中国大陆の東南海上、北緯22-26度、東経119-124度に位置する台湾は、台湾海峡を隔てて中国福建省と200kmの距離にある。台湾本島と周囲の大小79の島々は総面積約3万6000km²で、九州とほぼ同じ大きさである（図1）。15世紀末からスペインとオランダが、台湾に注目し、オランダが先住民族を懷柔して台湾を支配した。17世紀以後、中国大陆南部から漢民族が大量に渡来し、明朝の遣臣、鄭成功がオランダを追い払い、息子の鄭經が本格的に台湾の統治に乗り出した。19世紀末、日清戦争で戦勝国となった日本は、清朝から台湾と澎湖列島を割譲され、第二次世界大戦後まで約50年間台湾を日本の植民地とした。その後、終戦とともに、ようやく祖国復帰した。1911年の辛亥革命で孫文が建国し

*らいりりん 台湾盲人重建院 〒24205 中華民国台湾省台北県新莊市中正路384号
電話 02-998-5588 FAX 02-996-3306



た中華民国は共産党との内戦に敗れ、国民党政府が蒋介石に率いられて台湾に渡ってきた。蒋介石の死後、息子の蔣經国が後を継ぎ、さらに經国の死後、台湾人の李登輝が大統領となり、今日に至っている。1987年7月には戒厳令も解除し、政治の民主化が進んでいる。

人口は約2100万人で、そのうち98%を漢民族が占め、残りの2%が先住民族である。先住民族とは、清朝時代に漢民族が大陸から台湾に渡って来る以前から台湾に住んでいた民族で大きく9つの部族に分けることができる。漢民族の中でも戦後、蒋介石の率いる国民党軍と共に台湾へやってきた人々を「外省人」、それ以前から台湾に住んでいた人々を「本省人」と言い、生活習慣が若干異なる。首都は台北である。台湾では普通「国語」と呼ばれた公用語は中国語（北京語）で、学校教育や公の場で使われている。他にもいろいろな方言があり、多くの人々が家庭や市場などで台湾語を使っている。その他に客家語や山地民族の言葉を話す人々もいる。60才以上の日本教育を受けた本省人には日本語は大体通じる。

2. 生活環境

北回帰線が中南部に通って、北の亜熱帯と南の熱帯と分けられている。気候は年間を通じて、適当な気温で、暖かい。

首都台北の中心街では、高さ20cmくらいはあると思われる歩・車道の区別があるが、歩道に置かれた商品や駐車している車などによって晴眼者でも歩きにくい。車道はオートバイが排気ガスを思いきり出しながら耳が痛くなるほどの騒音をまきちらして走り、車も負けじと猛スピードで車線変更を行っている。この交通状態は、視覚障害者に相当の不安感をもたらすであろう。電車で全島を一周することはできるが、網状の線路ではなく、近距離の利用は不便なためバスを利用しなければならない。ところが、バスには音声放送の提供が少ないので、タクシーを利用する場合が多い。視覚障害者の歩く不自由さを減らす視覚障害者誘導用ブロックや音響信号などの環境整備は、まだまだ不十分である。

3. 視覚障害福祉

民国69年6月2日（1970年6月2日）から実施される「残障福利法」によっ

表1. 全国の各種、障害児の人数と比率

類 別	人 数	障害児の%	学前児童の%
知的障害	31,440	41.46	0.883
視覚障害	1,931	2.56	0.054
聴覚障害	2,876	3.81	0.081
言語障害	2,916	3.86	0.082
身体障害	3,456	4.57	0.097
身体病弱	2,111	2.79	0.059
性格及び行為異常	7,089	9.38	0.199
学習障害	15,512	20.53	0.436
顔面障害	318	0.42	0.009
自閉症	598	0.79	0.017
重複障害	7,315	9.68	0.205
合 計	75,562	100.00	2.121

表2. 全国盲学校のクラス数と人数

段階別	学前段階		小学段階		中学段階		高(職)校		合計	
	クラス(人)数	クラス数	人數	クラス数	人數	クラス数	人數	クラス数	人數	クラス数
学校名										
台北市立啓明学校	1	5	6	39	6	46	6	63	19	153
省立台中啓明学校	2	11	12	84	5	44	7	71	26	210
私立台中恵明学校	0	0	20	126	2	14	0	0	22	140
合 計	3	16	38	249	13	104	13	134	67	503

て障害者を視覚障害、聴覚・平衡機能障害、言語障害、知的障害、身体障害、重複障害、内臓障害、顔面障害、植物人・老人痴呆症、自閉症、その他（先天性障害、染色体異常など）に分類している。障害等級は極重度、重度、中度、軽度と判定されている。視覚障害児・者の場合は以下のように認定されている。

- (1) 重度：両眼の視力が0.01以下のもの。
- (2) 中度：両眼の視力が0.1以下のもの。
- (3) 軽度：両眼の視力が0.1以下0.2以上のもの、あるいは、両眼の視野がそれぞれ20°以内のもの。

民国73年12月17日（1984年12月17日）の特殊教育法によって視覚障害児は、盲学校や一般校における統合教育・特別学級において教育されている。表1は、全国の各種、障害児の人数と比率を表している。この表を見ると、視覚障害児が1931人で全障害児の2.56%、学前児童の0.054%を占めている。表2は全国盲学校のクラス数と人数を表している。1996年現在で盲学校が3校あり、盲学校に教員が167名で、在籍者は503名となっている。盲学校では普通教育と職業教育を行っており、中学2年から按摩・マッサージの職業訓練が実施されている。大学へ就学する機会もあるが、外国語、歴史、文学など入れる学科が限定されている。

交通料金の障害者割引も実施されている。公営は無料であるが、民営は5割引で、介護者の割引は行っていない。郵便料金は基本的に無料で、奨学金や生活補助金などの制度も実施されている。

4. 視覚障害者の生活訓練と職業訓練

障害者の実態については、内政部社会司（日本の厚生省社会・援護局に相当）の1994年度の資料によれば、身体障害手帳を持つ障害者の総数は312,920人である。表3は各県市障害者の総数と視覚障害者数を表している。視覚障害者の総数は22,567となっている。実態はもっと多いと考えられる。

政府自身が直接リハビリテーションサービスを提供するのではなく、民間団体に委託して、生活訓練と職業訓練を行っている。1995年7月から視覚や聴覚や知的などの障害者のために、11民間団体の協力で、按摩・マッサージ師、裁縫、プログラマー、工場労働者などの25職種訓練を行っている。身体障害者雇用状況の調査がまだ実施されていないが、視覚障害者の約70%が按摩・マッサージ師と言われている。そのほかに教師、公務員、自営業者、管理者などもいる。

按摩・マッサージの職業教育は盲学校だけではなく、中途視覚障害者のため

表3. 各県市の障害者総人口数と視覚障害者人数

県市名	障害者総人口数	視覚障害者人数	県市名	障害者総人口数	視覚障害者人数
台北県	40,401	2,226	台東県	6,654	718
宜蘭県	9,136	877	花蓮県	9,692	677
桃園県	18,479	985	澎湖県	2,176	268
新竹県	5,600	349	基隆市	5,972	375
苗栗県	11,390	650	新竹市	4,525	256
台中県	13,327	693	台中市	9,455	669
彰化県	19,250	1,290	嘉義市	4,486	363
南投県	10,739	587	台南市	8,720	593
雲林県	18,034	2,513	台北市	34,771	2,077
嘉義県	10,297	970	高雄市	18,645	1,085
台南県	16,191	1,255	金馬地区	773	142
高雄県	18,986	1,637	金門県	659	85
屏東県	14,448	1,170	連江県	114	57

単位：人 資料提供：内政部社会司

の更生施設でも実施している。それは、台湾盲人重建院と慕光盲人重建院の2つである。按摩技術士という資格は国家試験で認定されている。台湾では日本とまったく違うのが按摩・マッサージで、これは視覚障害者しか従事できない制度になっている。「残障福利法」第19条、「規定以外の視覚障害者が、按摩業に従事することはできない。但し、医療関係者は例外とする。」、及び同第27条「第19条規定に違反した者は、3000元以上15,000元以下の罰金とする。」に明記されている。その国家試験は年間一回テープで実施されている。

II. 重建院の現状

1. 沿革

民国42(1953)年 アメリカ海外視覚障害者財団 [American Foundation for Overseas Blind (AFOB)] 現在のヘレンケラーインター

ショナル】から経済と技術の援助で社会復帰を目指す中途視覚障害者を対象とした重建院(Committee for the Blind of Taiwan)が開設された。

民国47(1958)年 台湾省政府社会處（日本の厚生省にあたる）に慈善救濟機構と認められる。

民国49(1960)年 董大成博士を創立者、曾文雄先生を院長として財団法人と認可される。

民国50(1961)年 按摩職業訓練クラスが開設される。

民国56(1967)年 AFOBの援助で工商訓練クラス（木工科、機械科、電話交換科）が開設される。

民国76(1987)年 工商訓練クラスが廃止される。

民国77(1988)年 電脳クラス（視覚障害者用コンピューター）が開設される。

民国79(1990)年 鋼琴調音クラス（ピアノ調律）が開設される。

民国80(1991)年 盲導犬計画の推進。

2. 概要

組織は教務部門、総務部門、点字出版所、録音資料図書館、盲人用具販売部門、盲導犬訓練所とに分かれている。

教務部門は入所型更生施設で、点字、日常生活、調理、感覚、定向行動（歩行）などの生活訓練と按摩、電脳、鋼琴調音の職業訓練などを行っている。

総務部門は出納、会計、修繕などの業務を担当している。

点字出版所は教育部（日本の文部省にあたる）委託事業を担当し、全国盲学校用の教科用図書、学習参考書、一般図書、月刊雑誌などを発行している。

録音資料図書館は、ボランティアの協力で録音図書や資料の製作、貸出を行っている。また、視覚障害者への情報提供サービスとして月刊『心光』の編集・発行を担当している。

盲人用具販売部門は、アメリカや日本から輸入される点字器や時計などの音声機器、歩行補助具などを販売している。

盲導犬訓練所は、民国80年（1991）から民間団体の支持と日本やオーストラリアの協力で台湾での第一号盲導犬が1996年10月誕生する予定である。

表4. 入所者の年齢 (単位:人)

	性 別	10代	20代	30代	40代	計	合 計
初級班	男	3	6	7	5	21	26
	女	1	3	1	0	5	
高級班	男	1	8	4	3	16	19
	女	0	3	0	0	3	
合 計		5	20	12	8		45

表5. 視覚障害原因 (単位:人)

障 害 名	人 数	障 害 名	人 数
網膜色素変性症	7	網膜剥離	7
交 通 事 故	5	視神経萎縮	4
眼 球 萎 縮	4	緑 内 障	3
脳 腫 瘍	3	外 傷	3
不 明	2	先 天 性 白 内 障	1
ペーチエット病	1	網膜萎縮	1
脈絡膜萎縮	1	ブドウ膜炎	1
小 眼 球 症	1	強 度 近 視	1

職員は非常勤講師を含めて約35名で、院長、総務主任、教務主任が各1名、事務助手が5名、舍監2名、掃除・園芸2名、出版所4名、盲導犬訓練所3名、録音資料図書館1名で、指導員は15名である。指導員の内訳は歩行4名、日常生活・調理2名、感覚2名、点字1名、電腦1名、非常勤講師5名である。また、指導員は指導時間以外に事務処理や訓練生の日常生活の補助や点字図書の製作なども担当している。食事は外部に頼んでいる。

重建院の対象者は16歳から45歳までの中途視覚障害者を主とする单一視覚障害者である。毎年9月に入所し、2年間で社会適応訓練を兼ねて按摩・マッサージの職業訓練を受ける。費用は無料である。

表6. 学歴 (単位:人)

	初級クラス	上級クラス
失学	3	0
小学校卒	5	3
中学校卒	8	7
高校・職卒	8	9
大学卒	2	0

表7. 初級クラスの週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土
8:20~9:00	自習	日本語	自習	按摩	電腦概要	按摩
9:10~10:00	*	日本語	*	按摩	*	按摩
10:10~11:00	*	按摩	*	生理学	*	生理学
11:10~12:00	*	按摩	*	生理学	*	生理学
13:40~14:30	ニュース	*	クラブ活動	音楽	体育	
14:40~15:30	クラス会議	*	クラブ活動	心理衛生	体育	
15:40~16:30	自習	*	交流活動	心理衛生	自習	

表8. 上級クラスの週間スケジュール

	月	火	水	木	金	土
8:20~9:00	按摩実技	病理学	按摩実技	解剖学	按摩学	日本語
9:10~10:00	按摩実技	病理学	按摩実技	解剖学	按摩学	日本語
10:10~11:00	按摩実技	経穴学	按摩実技	按摩実技	按摩実技	指圧術
11:10~12:00	按摩実技	経穴学	按摩実技	按摩実技	按摩実技	指圧術
13:40~14:30	ニュース	体育	クラブ活動	音楽	口才訓練	
14:40~15:30	クラス会議	体育	クラブ活動	自習	口才訓練	
15:40~16:30	自習	自習	交流活動	心理衛生	自習	

3. 入所者の状況（1996年1月 現在）

入所者は学年によって1年目の初級クラスと2年目の上級クラスに分けられている。初期の段階では多くのケースが訓練意欲は低く、障害受容にも消極的・否定的であり、心理的不安のサポートを必要としている場合が多く、中途退所のケースも少なくない。初級クラスの平均年齢は29.5歳で、上級クラスは27.5歳である。

表4は入所者の年齢についてまとめたもので、20・30代が多く、女性の人数が少ないことがわかる。表5は視覚障害原因を示したもので、網膜色素変性症と網膜剥離が多いが、2種以上の眼疾患を持つケースも少くない。糖尿病による視覚障害者は今年度はいないが、将来、受け入れる方向で考えている。

表6は各クラスの学歴を示したものである。これを見ると学歴の差が大きく、教材の準備とカリキュラムを組むのは非常に難しいと思われる。表7は初級クラスの週間スケジュールを示したもので、生活訓練、職業訓練、クラブ活動などを行っている。生活訓練は表中に＊の記号で示したもので、26人を3クラス3時間を1単位として、点字、感覚、日常の訓練を行っている。交流活動とはボランティアの協力を得て買物や病院に行く時間である。表8は上級の按摩クラスの週間スケジュールを示したものである。上級クラスでは、ニュース、クラブ活動、体育、音楽など初級クラスと共通する時間以外は、ほとんど職業訓練である。口才訓練とは話すことの練習である。

歩行訓練は週に1回2～3時間を平常の訓練を休んで行う。1日の時間割は初級クラス、上級クラス共通で、朝6：00起床、6：30点呼・体操・掃除、7：30朝食、授業は1時限目8：20から16：30まで、昼休みを挟んで50や60分の授業が1日7時間あり、夕食17：30である。月・水・金の夜は8時から9時まで自習時間で、火・木は交流活動となっている。門限は21：30、消灯は22：00である。

III. 重建院の課題

1. カリキュラムについて

週間スケジュールを見れば、個人指導は歩行訓練しかないのが現状である。

視覚障害者の訓練の中にはその能力に合わせてマンツーマンで行うことが必要なものがある。そのためには、訓練に関わる専門的な知識技能を身につけた指導員の養成が必要である。

2. 弱視者の訓練について

晴眼者と全盲者の中に存在するそれぞれの見え方を持つ弱視者は、社会生活を送るうえで、誤解されたり、差別を感じたりし、さらに不自由なことがとても多いが、弱視者の存在をアピールしながら、弱視者の抱えるいろいろな問題を取り組む必要がある。

3. ボランティアについて

重建院では手引きや点訳のボランティアの養成はまったく行っていない。アイマスク体験と講習会を通じて社会啓発を行い、ボランティアを養成していくことが必要であろう。また、各種機関への理解や協力を求め積極的にアピールしていきたい。

4. 按摩・マッサージについて

台湾では視覚障害者が理療に就職するのを保証する制度があるが、理療は特殊営業として位置づけられているので、視覚障害者の社会的地位がなかなか向上しない。一方、一般の医療の中で、按摩・マッサージは医療行為としては認められていないし、最近、晴眼者への開放の声も高まってきている。様々な問題があるが、社会啓発活動により視覚障害者への偏見をなくしていくことや理療科目を充実し、入所者の資質を向上していくことが必要である。

5. 訪問指導訓練について

近年、歩行訓練など特定の科目のみを受講したいという希望者が増加する傾向にある。しかし、重建院は入所型施設のため、現在のところこのような希望には対処できていない。高齢者、主婦、在学中、入院中など、入所できない視覚障害者が利用できる在宅指導制度を作る必要がある。

おわりに

日本ライトハウスで研修させていただき、大変多くの視覚障害者を取り巻く問題について学んだ。とても意義深い養成であったと心から感謝している。ま

だまだ多くの問題が残されていると思う。これら一つ一つがすべて大きな問題であり、一朝一夕に解決できるものでなく、今後少しでも問題解決に近づけるよう、日本で学んだことを役立たせたい。

参考文献

- 芝田裕一編著 1994 視覚障害者の社会適応訓練第2版. 日本ライトハウス.
Randall T. Jose編著 築島・石田監訳 1992 ロービジョン理論と実践. 日本盲人福祉委員会.
高橋実編集 1992 視覚障害 No.121 身体障害者団体定期刊行物協会.
高橋実編集 1993 視覚障害 No.125 身体障害者団体定期刊行物協会.
立花明彦編集 1993 視覚障害 No.126 身体障害者団体定期刊行物協会.
立花明彦編集 1993 視覚障害 No.127 身体障害者団体定期刊行物協会.

《インフォメーション1 研究雑誌1 1995年10月～1996年3月》

視覚障害者の資格制限の現状と課題（指田忠司）

ノーマライゼーション 第15巻第11号（通巻172号）Pp.9-10 1995年11月
今、色弱者の資格制限は（高柳泰世）

ノーマライゼーション 第15巻第11号（通巻172号）Pp.11-13 1995年11月
盲導犬を連れた海外旅行（おそどまさこ）

ノーマライゼーション 第15巻第12号（通巻173号）Pp.24-26 1995年12月
「COME on SWEET 二人三脚の旅」（金孝男）

ノーマライゼーション 第15巻第12号（通巻173号）Pp.27 1995年12月
社会福祉の増進に寄与する郵便サービスの実施（郵務局総務課）

ノーマライゼーション 第16巻第1号（通巻174号）Pp.43-45 1996年1月
視覚障害者の射撃の現状（鈴木克子）

ノーマライゼーション 第16巻第1号（通巻174号）Pp.49-52 1996年1月
視覚障害を持つ教師たちのネットワーク（栗川治）

ノーマライゼーション 第16巻第2号（通巻175号）Pp.55-58 1996年2月